

第 117 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立須磨ヨットハーバー）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和5年2月13日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立須磨ヨットハーバー

2 指定管理者

神戸市中央区御幸通6丁目1番12

須磨ヨットハーバー運営共同事業体

代表者 一般財団法人神戸観光局

代表理事 尾山 基

3 指定期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

理 由

神戸市立須磨ヨットハーバーの指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市立須磨ヨットハーバーの指定管理者の指定について

1. 公の施設の名称

神戸市立須磨ヨットハーバー

2. 指定管理者

須磨ヨットハーバー運営共同事業体

代表者 一般財団法人神戸観光局 代表理事 尾山 基

神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12

3. 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

4. 令和 5 年度指定管理料

利用料金制

5. 選定までのスケジュール

選定評価委員会 令和 4 年 9 月 20 日（火）

6. 選定方法

公募外選定による

7. 非公募による選定理由

須磨ヨットハーバーは、昭和 35 年の開設からおよそ 60 年が経過し、施設が老朽化するなどリニューアルが必要である。

また、隣接する須磨海浜水族園が令和 6 年度に大規模リニューアルを予定しているなか、ヨットハーバーも歩行者動線や車両によるアクセスの改善をするなど、エリア全体の更なる魅力向上が求められている状況である。

そこで、次の 2 点の大規模な変更を予定している。

- ① 再整備される須磨海浜水族園、海浜公園から須磨海岸を含め一体的な回遊性の高い開かれた施設とすること
- ② 近年のプレジャーボート需要の動向を踏まえた係留・保管施設とし、利用者への魅力・サービスの向上に資する収益性の高い施設とすること。

よって、令和 5 年度は指定管理者制度運用指針（令和元年 6 月）の例外規定に基づき、施設のあり方の検討、大規模改修の予定により、現在の指定管理者を継続して指定する。

[施設の概要]

(1) 設立趣旨

神戸市民の海洋性スポーツの振興及び海洋思想の普及を図る目的として設立された。

(2) 所在地

神戸市須磨区若宮町1丁目3番2号(北ハーバー)

神戸市須磨区若宮町1丁目1番4号(南ハーバー)

(3) 開設時期

昭和35年7月(北ハーバー)

昭和53年7月(南ハーバー)

(4) 規模構造

北ハーバー約15,000㎡(水域約7,000㎡、陸域約8,000㎡)

南ハーバー約56,000㎡(水域約32,000㎡、陸域約24,000㎡)

(5) 施設内容

係留施設：浮棧橋

※北ハーバーの係留施設(固定式棧橋及び浮棧橋)は老朽化のため、平成29年度より使用停止。

収容隻数：288隻

その他施設：上下架施設、陸上保管施設、給油施設、駐車場、建築施設(ヨットハウス・詰所・艇庫など)

(6) 開港時間・休港日

5月～9月 9:00～18:00

10月～4月 9:00～17:00

休港日 毎週火曜日、12月29日から翌年1月3日まで